

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 10 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 1 月 24 日 (水) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 2 階 201 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、 7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、 10 番 飯田亜希子、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 10 名
事務局出席者	太田事務局長、飯田事務局長補佐、神保主事、伊沢事務職員、 大森事務職員
欠席委員	3 番 飯田正実、4 番 小泉紀久夫、11 番 郷原均
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。3 番 飯田正実委員、4 番 小泉委員、11 番 郷原委員 から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、1 番 関根委員、2 番 石原委員に お願いします。 今回の現況証明委員については、11 番 郷原委員、12 番 市川 委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 22 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、3 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。 日程 第 1、報告 第 22 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定によ る農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席して ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について、12 月 11 日から 1 月 10 日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 5 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、3 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 1 月 3 日に共同住宅及び公衆用道路へ転用のた め、令和 5 年 12 月 21 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、4 ページの整理番号 2 の案内図 をご覧ください。

	対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年1月7日に専用住宅へ転用のため、令和5年12月18日に専決処分いたしました。 続きまして2ページの番号3と、5ページの整理番号3の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年2月1日に物販店舗へ転用のため、令和6年1月9日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第23号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。 日程 第2、報告 第23号、農地法 第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、12月11日から1月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の6～11ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 6ページの番号1と、8ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年12月25日に専用住宅へ転用のため、令和5年12月22日に専決処分いたしました。 続きまして、6ページの番号2と、9ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年12月25日に駐車場へ転用のため、令和5年12月22日に専決処分いたしました。 続きまして、6ページの番号3と、10ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年12月27日に通路へ転用のため、令和5年12月21日に専決処分いたしました。 続きまして、7ページの番号4と、11ページの整理番号4の案内

	図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年2月29日に自宅兼事務所へ転用のため、令和6年1月10日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第26号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。 日程第3、議案第26号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、ご説明いたします。 まず、資料の差し替えがあります。事前に配布した「積算資料一式」の1枚目の【収支計画】ダイジェスト及び2枚目の【部門別収支】ですが、1年目(令和5年9月)の売上原価について、誤記がございましたので、本日配布の資料と差し替えをお願いいたします。なお、売上原価以外の数値に影響はございません。 それでは、農業委員会研修テキストシリーズ3の9ページをご覧ください。 はじめに、認定農業者制度について、ご説明します。 本制度は、市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が5年後に向けた経営改善を進める計画を作成し、市が認定するものです。これにより認定農業者となった農業者は、日本政策金融公庫の低利融資や税制の特例等の支援措置を受けることができます。 認定の基準については、テキスト9ページの(1)認定基準に記載のとおりです。 ① 農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること ② 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること ③ 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること 以上、全ての認定基準を満たす場合に、農業経営改善計画の認定を行うとされています。 今回は、市が認定するにあたり、当委員会のほか、JA、県農業技術センターへ計画に係る意見照会がされているものです。 なお、今後の市の認定の流れといたしましては、各照会先からの意見を踏まえ、修正の必要があれば、

へ指導し、その計画をもって認定の可否を行うとのことです。

続きまして、黄色のフラットファイルに入っています「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 令和5年9月版」と送付資料の12～14ページの議案第26号 参考資料①～③と事前に送付しご持参いただいた「積算資料一式」をご覧ください。なお、積算資料のうち、1枚目の【収支計画】ダイジェスト及び2枚目の【部門別収支】については、差し替え資料をご覧ください。

積算資料一式をお忘れの委員の方は事務局で貸出用がありますので、挙手をお願いします。

まず、認定基準に沿って、参考資料①および②の計画をご説明いたします。

認定基準①「農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること」について、参考資料①をご覧ください。

まず始めに、所得目標についてですが、市農水課へ確認したところ、本市の経営の指標として基本構想で掲げられている所得目標は、基本構想の1ページ目の下部黒枠のとおり、1経営体あたり550万円～750万円程度とされており、今回の目標では5年後の所得目標が1経営体あたり2,000万円ですので、基本構想の額を十分満たし現状の所得額から改善される計画になっています。

次に、同じく参考資料①の労働時間についてですが、基本構想で掲げられている労働時間は、基本構想の1ページ目の下部黒枠のとおり、主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間とされており、今回の目標では主たる従事者1人当たり2,000時間ですので基本構想の水準を十分満たした計画になっています。

認定基準②「農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」について、参考資料②の「生産方式の合理化に関する現状と目標・措置」をご覧ください。計画では、農薬散布ロボットの導入により農用地の効率的な利用を図るとともに、農地の集約・集積化により農用地の総合的な利用を図る計画になっています。

認定基準③「農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること」について、積算資料一式をご覧ください。計画策定にあたり、夏目氏から令和5年9月時点の現状から5年後までの収支計画を提出していただいているところですが、令和6年1月時点で計画の遂行状況は良好である旨、決算報告書等により確認しています。

以上で、説明を終わります。

つづいて、事前にみなさまからいただいた意見等に対する回答を行うため、ただいまから申請人である[]氏に入室していただきますので、よろしくお願いします。

([] 氏 入室)

議長(平井会長)	ただいま 事務局から 説明がありました。事前に伺った意見照会について、本日配布した資料のとおり、いくつかの意見等がありましたので、■■■■様、ご回答よろしくお願いします。 まず1つ目の意見 ですが、「積算資料 【収支計画】ダイジェストの3年目と4年目との差引余剰 について、大きな差 がある要因 は何か。」 とのことですが、■■■■様いかがでしょうか。
■■■■ 氏	差引余剰が、3年目から4年目に大幅増額となっている理由は①自社(鎌倉産)ぶどうの樹齢向上(現在7年、3年後10年)により生産量が2倍になり売上の増加見込み、②3年目に計上していた農地取得用開墾費用が4年目は計上していない、③ワイン生産における醸造経費の見直し・経費削減により営業利益が増えることにより増額となっています。
議長(平井会長)	ありがとうございます。 次に2つ目の意見 ですが、「5年後の経営面積 が2倍となる計画 だが、労働力に 問題 はないか。」 とのことですが、■■■■様いかがでしょうか。
■■■■ 氏	ワイン用のぶどうは食用のぶどうと違い、房造りや袋かけが不要で手間がかからないと言われています。現在は5反の面積が5年後10反になりますが、一般的にワイン用ぶどうの栽培は一人あたりの作業範囲が、1ヘクタール～2ヘクタールと言われており、一人従業員を雇用できれば、1ヘクタールの労働力は問題ないと考えています。
議長(平井会長)	ありがとうございます。 次に3つ目の意見 ですが、「取得予定 の農薬散布ロボット による周囲農地 への影響は ないか。」 とのことですが、■■■■様いかがでしょうか。
■■■■ 氏	ぶどう栽培において農薬の散布は必要になりますが、散布には技術が必要でとても難しいと思っています。農薬散布ロボットは2022年2月に実証実験をしています。四輪で荷台に動噴があり、縦棒に噴射口が付き、リモコンで操作できるようになっています。人が散布するのとほぼ同じ散布範囲であり、実証実験の結果では周辺の農地への影響は少ないと判断しております。ただし月12万ほどの経費が発生するため、売り上げの上昇に合わせて導入を検討します。
議長(平井会長)	ありがとうございます。 次に4つ目の意見 ですが、「計画としてはよくできていると思うが、かなりハードルの高い計画 のため、相当の頑張り が必要である。」 とのことですが、■■■■様いかがでしょうか。
■■■■ 氏	相当高い計画ということは認識しています。但し、2017年より

	鎌倉でぶどうを栽培し、自社ぶどうで作った自社ワインの販売を昨年よりおこなっており、小売 1 本 6,000 円で 400 本生産しても数か月で完売した実績があります。卸業者からは飲んだ感想から 8,000～10,000 円でも売れるとコメントをもらっています。よって、計画達成には自社ぶどうの生産量をどこまで増やせるかがキーになると考えています。国内外のワインコンクールへの出品も計画しており、受賞を売上向上の起爆剤にし、計画を達成したいと考えています。
議長(平井会長)	ありがとうございます。 最後に、5 つ目の意見 ですが、「果物は 自然や天候などにより、価格が 左右されるため、想定内に 収まれば よいと思う。」とのことですが、■■■■ 様いかがでしょうか。
■■■■ 氏	果樹も野菜と同様で自然や天候に左右されるという認識でおります。よって自社（鎌倉産）ぶどうが全滅しても事業が継続できるよう、リスク分散として、他の産地から原材料（ぶどう）の仕入れを継続し、毎年の最低限の売上を確保しています。 また地球温暖化に対応する為に、雨や猛暑に強い品種の作付けを 2 年前から行っています。
議長(平井会長)	ありがとうございます。 ただいまの回答について、ご意見・ご質問はございませんか。
議長(平井会長)	ぶどうは収穫する年によって味が異なると思いますが、ワインへの味への影響はどのように考えていますか。
■■■■ 氏	味のばらつきに関しては、ぶどうの品質で 8 割から 9 割が決まってしまう、残りの 1 割が醸造技術と言われています。そのために技術顧問としてコンサルタントと契約を行っておりぶどうの状態に応じて醸造技術でカバーしながら、栽培技術でもカバーしたいと考えています。
飯田亜希子委員	今後生産量が増えても対応できるのか。自社ワイン 400 本の販路について教えてください。 また、いくつかの融資に関して何か予定があるのでしょうか。
■■■■ 氏	SNS を使って店舗での販売をおこなっていましたが、他のワインの販売を考えて昨年末より卸も行うようにしました。今後の生産量増に向けて大手との契約も進めています。 融資に関しては、財務基盤強化のためであり現時点で決まっているものではありません。
議長(平井会長)	ありがとうございます。 他に、ご意見・ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	それでは、ここで ■■■■ 様にはご退出いただきます。 ありがとうございました。
	(■■■■ 氏 退出)

議長(平井会長)	それでは、農業委員会としての意見をとりまとめたいと思います。 ■■■■氏の回答を以って、ご意見はございますか。挙手の上、ご意見をお願いいたします。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	それでは、意見なしとして、事務局でとりまとめ、市へ送付しますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 26 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第26号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 4、議案 第27号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 4、議案 第27号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の15ページの議案書、16ページの議案第27号 参考資料①及び17ページの議案第27号 参考資料②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、参考資料②に記載の 12 項目のいずれかに該当する転用後 10 年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の 6 項目に該当するかを確認します。 【要件 6 項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の 立地等の 条件が 審査基準に 規定する 農地区甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ② 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ② 当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。 ③ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ④ 転用後10年以上経過していること。 これらの要件を満たした土地が非農地として判断されるものです。 続いて、本議案についてご説明いたします。 本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参

	考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は境内地となっています。 そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、④に該当します。 次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。 ①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。 次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農地の区域内になく、周辺は住宅地であるため、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺は住宅地であり、農地はありません。 ④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は境内地内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、境内地であるため、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は境内地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年(1996年)当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が境内地となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、境内地であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
三橋委員	議長。9番。 1月16日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の飯田亜希子委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は境内地となってお

	り、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 27 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 5、議案 第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 5、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 18 ページの議案書、19 ページの議案第 28 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から ■■■ 氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■氏が耕作している土地です。 農業会議から ■■■ 氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの約 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当り 24 円で、年間 19,300 円となっています。■■■氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田亜希子委員から補足説明をお願いします。
飯田亜希子委員	議長、10番。 1月16日(火)午前9時より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ダイコンが作付けされておりした。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営

	に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 28 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第28号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 6、議案 第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 6、議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 20 ページの議案書、21 ページの議案第 29 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地です。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、2 筆を合わせて年間 9,600 円となっています。 ■■■■氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
三橋委員	議長。9 番。 1 月 16 日(火)午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の飯田亜希子委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ダイコン、ビーツ、そら豆等が作付けされておりした。

	今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 29 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第29号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、議案 第30号、第8、議案 第31号、第9、議案 第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)関連するため、一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第7、議案 第30号、日程 第8、議案 第31号、日程 第9、議案 第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、以上3件について対象地が集積し、関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料 22～24 ページの議案書、25 ページの議案第 30 号・31 号・32 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から第 29 号と同様に、 氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地です。 農業会議から 氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、4 筆を合わせて年間 38,200 円となっています。 氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田亜希子委員から補足説明をお願いします

	ます。
飯田亜希子委員	議長。10番。 1月16日（火）午前9時より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に現地調査を行いましたので報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、玉ねぎ、分葱、ニンニク等が作付けされておりした。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第30号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第30号は承認されました。
議長(平井会長)	つづきまして、 議案第31号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第31号は承認されました。
議長(平井会長)	つづきまして、 議案第32号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第32号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第10、議案 第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第10、議案 第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 26 ページの議案書、27 ページの議案第 33 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■氏が耕作している土地です。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、旧農地中間管

	理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、3 筆を合わせて年間 77,400 円となっています。 対象地のうち、[] については、令和 2 年度に市農水課経由で横浜地方法務局湘南支局へ確認したところ、昭和 25 年 3 月 17 日に [] を分筆した際、公図の分筆補正が行われなかった可能性が高いとの回答がありました。 公図上で対象地である [] を特定することはできませんが、現地は [] の土地が、滝ノ川沿いに沿って南北に明確に二分割されています。 また、本件は継続の案件であり、現在耕作している土地が二分割されているうちの南側が対象地であると特定できたため、本件の利用権設定を行うものです。 [] 氏の農作業従事見込日数は年 300 日、1 名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
三橋委員	議長。9 番。 1 月 16 日（火）午前 9 時より、平井会長、現況証明委員の飯田亜希子委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、ダイコン、ニンニク、アスパラガス等が作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 33 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 33 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 11、その他、諸般の報告について、5 件、報告いたします。

	事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 11、その他、諸般の報告について、5 件、着席して、報告いたします。 諸般の報告 1、令和 6 年度鎌倉市農業委員会総会日程について、報告いたします。 本日お配りしております、諸般の報告 1 参考資料をご覧ください。 来年度の日程について、毎月 25 日を目安に設定させていただきました。委員の皆様におかれましては、スケジュール調整の程、よろしくお願いします。 次に、諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 現地の状況としては、玉ねぎの芽が少しずつ大きくなってきて、ニンニクは土から芽が出てきています。雑草は平地にはほとんどなく、北と西側の土手に足首の背丈ほどとなっています。 1 月の活動につきましては、実践活動は特段行うべき作業がないため中止としました。 次回は 2 月 8 日(木)を予定しておりましたが、1 月同様に特段行うべき作業がないことから中止といたします。 3 月の活動に関しては、圃場の状況を確認の上、次回の 2 月 21 日(水)の総会時に実践活動の実施の有無について連絡させていただきます。 次に、諸般の報告 3、農地相談会の開催について報告いたします。 1 月 26 日(金)に本年度第 3 回目の農地相談会を J A さがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで 実施する予定です。 農家の方へは、J A の回覧で周知をしているとのことです。場所は J A さがみ玉縄支店で行います。今回の相談は新規で 1 件の予約となっており、当日の飛込み受付はまだ可能であることを確認しています。 もし相談希望の方からいらっしゃいましたらお誘いください。 なお、今年度から最適化活動の一環として、農業委員の方にも 1 名参加をお願いしております、今回は市川委員にご出席いただく予定となっています。 次に、諸般の報告 4、農業委員会の法令遵守の注意喚起等について、報告いたします。本日お配りしております、諸般の報告 4、参考資料をご覧ください。 令和元年度に、大分県、奈良県で農業委員会会長が、収賄容疑、農地法違反容疑で逮捕される事案が発生し、これを受け、農業委員会の全国組織である一般社団法人全国農業会議所から、神奈川県農業会議を通して、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を実施するよう、各農業委員会に依頼があり、令和 2 年 1 月総会にて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行いました。

	この内容については、毎年1回委員の皆様にご改めましてお示しさせていただき、確認させていただくこととしており、この度ご報告させていただくものですので、内容のご確認をお願いいたします。 次に、諸般の報告5、2月総会の日程について、報告いたします。今回は2月21日（水）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所本庁舎2階201会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度 第10回 総会を閉会 いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 1 番	関根 豊
議事録署名委員 2 番	石原 秀雄